

22福保高施第2219号
平成23年3月29日

各 特別養護老人ホーム
介護老人保健施設 管理者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
狩野 信夫
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に係る被災者の受入について

日頃より、東京都の福祉保健行政にご協力いただきありがとうございます。
また、この度は、度重なるアンケート調査にご回答いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震の被災者のうち、要援護者の受け入れ先については、厚生労働省が一元的に調整を進めているところです。

一方、被災地から都内の避難所や親戚宅等に既に避難している被災者からは、都や特別養護老人ホーム等の施設に対し、施設利用に関する問い合わせが寄せられていますが、これまで、個別の施設の紹介は実施しておりません。

こうした施設の利用に際しては、希望者が自分で施設を探し、直接申し込むのが原則ですが、被災者については、インターネットの利用等情報収集手段の確保が十分ではなく、利用可能な施設に係る情報を収集することが難しいのが実情です。

そこで、被災者から、都内施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の利用希望に関する問い合わせがあった場合は、下記のとおり情報提供することとしましたので、よろしく願いいたします。

記

1 情報提供の趣旨

都内の施設施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）に係る情報を収集することが困難な被災者に対し、利用可能な施設に係る情報を提供する。

2 対象者

次の①及び②の両方に該当する方

- ① 都や区市町村が設置した避難所や、都内の親戚宅に避難している被災者
- ② 要介護者で、避難所等では日常生活が困難な方

3 情報提供を行う窓口

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係

電話 03-5320-4264

4 情報提供の内容

- (1) 利用者が希望する地域の施設のうち、情報提供に協力可能な施設の中から、複数の施設の連絡先を紹介
- (2) 利用希望者に対しては、施設の判断によっては、利用できない場合もあること周知徹底

5 情報提供までの流れ

別紙のとおり

6 受入りに協力可能な施設数（3月25日現在）

- (1) 特別養護老人ホーム 115施設（特別区63施設、市町村52施設）
 - (2) 介護老人保健施設 23施設（特別区14施設、市町村9施設）
- ※ 各施設ともおおむね1名程度の受入れが可能

7 実施日

平成23年3月28日（月曜日）以降

8 その他

被災者を受け入れた場合には、受入日時、受け入れた被災者の氏名、性別、避難先（都や区市町村が設置した避難場所、親戚宅など）、被災者の従前の住所地（区市町村名まで）を、東京都あてにファクシミリで報告してください（様式は任意）。

問い合わせ先

施設支援課 加藤、天野

電話 03-5320-4264

Fax. 03-5388-1391

都内の避難所等に避難している被災者に対する施設情報の提供の流れ

